

# 「若年性認知症」は介護サービスを受けられるの？

## 若年性認知症の方も介護保険サービスを利用できます

若年性認知症の場合、40歳から64歳までは介護保険の2号被保険者に該当し、「初老期における認知症」として介護保険サービスを利用できます。介護保険サービスは若年性認知症に特化したサービスや事業所が少なく、活動能力のある若年性認知症の人にとっては必ずしも利用しやすいとは言えません。しかし、高齢の方が多く利用しているサービスであっても、本人の持てる社会性や活動能力を發揮し安心が得られるよう利用をしている人も多くいます。介護保険サービスをうまく利用することで、利用に関わる本人の不安を早く安心に変え、心身のリハビリの機会にしていきたいと思います。現行では39歳以下の方は介護保険の対象になりません。その場合は障害者支援のサービスを利用することができます。



札幌市発行  
介護保険の手引き

## いつ申請するといいの？

自分のことができなくなってから、不穏な状態になってから利用を考える、というのでは遅いでしょう。一人で過ごす時間が長い方、何もすることなく過ごしている方、不安で落ち着かなく過ごしている方は早めに利用を検討しましょう。

## 認定調査の時に気をつけたいこと

\* 本人の前では話しにくい内容は、事前にメモをするか別途伝えるなど、するとよいでしょう。申請後、訪問による聞き取り調査（認定調査）があります。これは全国一律の様式で本人の状態や生活状況を聞かれます。認定結果は、その後利用できるサービスの頻度や費用に影響します。日頃、本人の状況をメモしておいて、調査時に具体的に伝えましょう。

### \* 主治医に本人の状態を伝えましょう

認定には主治医の意見書が必要です。市から主治医のところ意見書の様式が送られます。家族は主治医に介護保険を申請することを伝え、日常生活における本人の状態や支障をきたしていること、声かけや介護を要している状態など、具体的に伝えておきましょう。

## わたしの体験

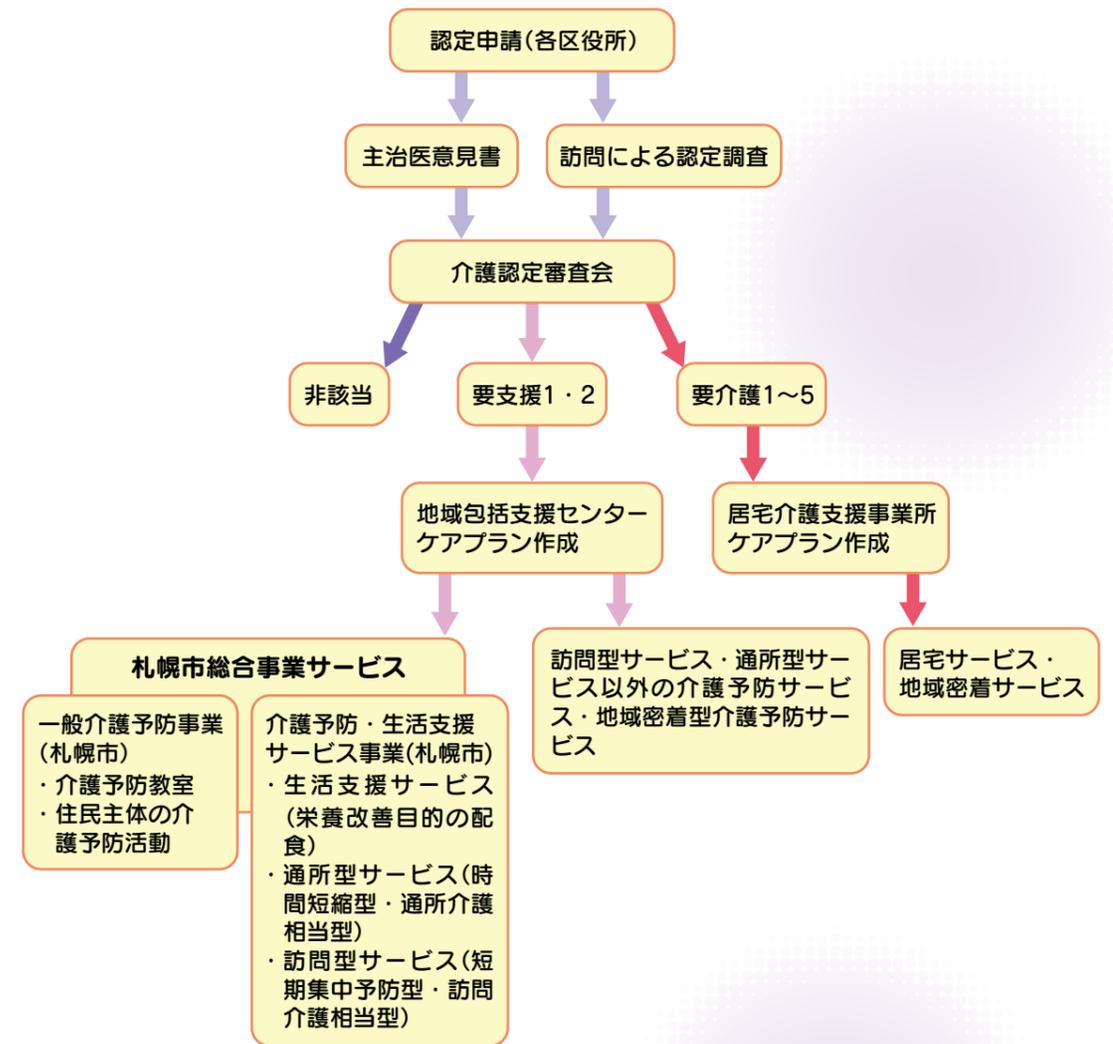
認定調査の時、調査員の方の質問に本人はたまたま正しく答えることができたため、調査員から「あまり、問題ないですね」と評価されました。普段はすぐ前のことでも忘れることが多いので、帰りの時に本人のいないところで、答えた通りではないことやできないことをメモで伝えました。

## 要支援と認定されたら

平成29年度より介護度が軽度な要支援者は、国の介護保険事業である「介護予防事業」の訪問介護と通所介護を、市町村の事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」に改変し、また、身近な地域で民間の事業体が介護予防事業を実施できるようになりました。要支援の方は、より、運動や機能訓練、社会的交流の場を活用できるようになるでしょう。配食サービスも、この事業に位置づけられました。さらに、全ての高齢者を対象とし、介護についての学びや交流の場とする一般介護予防事業が位置づけられました。まずは居住地管轄の地域包括支援センターで、サービスの内容や受け皿の事業所、利用可能性などについて相談しましょう。



## 若年性認知症の人(2号被保険者)の介護サービス利用にあたって



〈参考〉在宅サービスの利用限度 2018年度

要介護度	支給限度額	自己負担額※
事業対象者	5,003単位	5,000円
要支援1	10,473単位	10,500円
要支援2	16,692単位	16,700円
要介護1	19,616単位	19,600円
要介護2	26,931単位	26,900円
要介護3	30,806単位	30,800円
要介護4	36,065単位	36,000円

※ここでの自己負担額は、1割負担者が支給限度額までサービスを利用した場合の目安です。なお、利用者負担が一定の上限を超えた分は、高額介護サービス費の支給対象となります。